

# 無期雇用申請の社員解雇

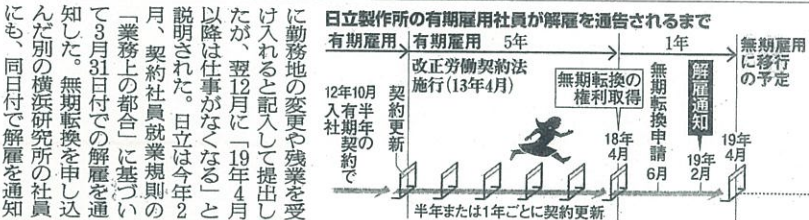
## 日立、「事業縮小」理由に

日立製作所が、5年を超えて有期雇用で働き、無期雇用への転換を求めた40代の女性社員に対し、今月末での解雇を通告したことがわかった。「無期転換」は有期雇用で5年を超えて働く労働者に法律で認められた権利で、女性社員は昨年6月に「無期転換」を申請し、今年4月から無期雇用になる予定だった。日立は事業の縮小を解雇の理由に挙げているが、女性側は「無期転換逃れだ」として解雇の撤回を求めている。

## 社員、撤回を要求

有期の雇用契約を繰り返して更新し通算5年を超えて、無期契約への転換を求めている。有期雇用で5年に達する前に契約を更新しない

「雇止め」の動きはあるが、無期転換の申し込み後に解雇を通告するのは異例だ。この女性社員は、日立製作所で派遣社員として約10年間勤務した後、12年10月に半年間の有期契約で日立に入社。13年4月以降は、半年または1年間の契約を更新して、有期雇用で働いてきた。横浜研究所（横浜）で研究員の報告書を書きエックしたり、事業部に内容を伝えたりする業務をしてきたという。



## 無期転換「回避」 他社追従の恐れ

改正労働契約法に盛り込まれた「5年ルール」は、有期雇用で働く人たちの「雇止め」の不安を解消する狙いで設けられた。雇止めは転換の申し込みを拒否できない。人件費の固定化につながる「無期転換」の申請に対する企業側の抵抗感も強い。経団連会長を出している主要企業の日立製作所が、無期転換行使した社員を解雇を通告した影響は大きい。労働問題に詳しい東京大学法学部教授の藤田新一郎氏は「無期転換を回避するために解雇したと疑われかねない事例だ。申請した社員を狙い撃ちにするのは法の趣旨に反する」と批判する。無期雇用への転換を避ける新たな手法として他企業が追従する恐れもある。（北川慧一）

# 日立「今月解雇」変えず

## 無期雇用申請社員巡り団交2回目

日立製作所に無期雇用への転換を求めた40代の女性社員が解雇を通告された問題で、女性が入社する社外の労働組合と日立が29日、2回目の団体交渉をした。労組側は改めて解雇の撤回を求めたが、日立は今月末で解雇する意向を変えず、この日の団交も物別れに終わった。労組は「違法な解雇権の乱用」として再び団交を開くよう求め、解雇の撤回を重ねて要請する方針だ。



日立製作所に無期雇用への転換を求めた40代の女性社員が解雇を通告された問題で、女性が入社する社外の労働組合と日立が29日、2回目の団体交渉をした。労組側は改めて解雇の撤回を求めたが、日立は今月末で解雇する意向を変えず、この日の団交も物別れに終わった。労組は「違法な解雇権の乱用」として再び団交を開くよう求め、解雇の撤回を重ねて要請する方針だ。

女性社員も会見場に姿を見せ、「法律に従って無期雇用が認められると思っていました。解雇通告を受けびっくりした」と話した。有期の雇用契約を繰り返して更新し通算5年を超えると、無期雇用への転換を求められることができる。「5年ルール」と呼ばれ、改正労働契約法で認められた労働者の権利だ。女性社員は2018年6月にルールに基づいて無期転換を申請したが、日立は今年2月、事業の縮小を理由に3月31日付での解雇を通告した。中西氏は29日、経団連会長としての定例記者会見で「真相はわからないが、不当なことをやってはいけ

ない。しっかりと対処して、これとやっている」と述べたが、2回目の団交でも解雇の方針は覆らなかつた。女性社員は日立で派遣社員と

## 残業時間過少申告促す

### 富山労基署が是正勧告

日立製作所の子会社「日立プラントサービス」の北陸事業所（富山県高岡市）の作業所で、複数の社員が実際よりも短い残業時間を申告して残業代の支払いが過少になったとして、富山労働基準監督署がこの作業所に対し、労働基準法違反では正勧告したことがわかった。社員が加盟する「労災ユニオン」が28日に記者会見を開いて公表した。

## 残業代不払い 日立傘下勧告

日立製作所の子会社「日立プラントサービス」（東京）の富山県内の事業場が残業代を一部払っていなかったとして、富山労働基準監督署（富山市）が是正勧告を出した。個人加盟の労働組合「労災ユニオン」が28日、東京都内で見て明らかにした。同ユニオンによると、富山県の建設現場で施工管理の監督をしていた30代の男性社員は昨年10～12月、1カ月120～185時間の残業をしていた。だが、上司から「本社総務から（残業を）100時間未満にするよう連絡が入っている」と指示され、100時間前後に少く申告した。

労組によると、日立は今月19日の初回の団交の前日に、女性側からの要請を受けた神奈川労働局から「最大限雇用の確保を図っていただきたい」との助言を受けていたが、解雇を決めた。日立は初回の団交で、労働局から助言を受けたことを否定したという。2回目の団交で、労組が情報公開請求で入手した労働局の「助言・指導処理票」を示したところ、一転して助言を受けたことを認めたという。（内藤尚志）